

秋田県証紙条例

○秋田県証紙条例

昭和三十九年三月三十一日

秋田県条例第三十五号

改正 昭和三十九年一〇月一四日条例第九〇号

昭和四〇年三月三十一日条例第二二号

昭和四〇年一〇月一五日条例第四六号

昭和四一年三月三十一日条例第一六号

昭和四一年六月二二日条例第三一号

昭和四一年一二月一六日条例第四九号

昭和四二年三月一七日条例第一五号

昭和四二年七月五日条例第二七号

昭和四三年六月一三日条例第三六号

昭和四七年三月三〇日条例第五号

昭和五四年三月三十一日条例第二三号

昭和五五年三月二七日条例第一三号

昭和六三年七月一日条例第三八号

平成一六年三月三十一日条例第四五号

平成二一年七月一〇日条例第五九号

平成二八年一二月二七日条例第六二号

平成二九年一二月二六日条例第六二号

平成三一年三月一五日条例第七号

令和元年七月二日条例第二号

令和元年一二月二四日条例第三〇号

令和四年三月二五日条例第三号

令和五年三月一七日条例第二三号

令和六年三月二六日条例第四六号

秋田県証紙条例をここに公布する。

秋田県証紙条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第一項並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百三十九条及び第七百条の五十四第一項の規定に基づき、この条例を制定する。

(趣旨)

第一条 この条例は、証紙による収入の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証紙による収入の方法により徴収する歳入)

第二条 使用料及び手数料で規則で定めるもの並びに自動車税の環境性能割(地方税法第百六十二条第一項の規定によって納付する自動車税の環境性能割(同法第百七十条の規定による当該自動車税の環境性能割に係る延滞金を含む。)に限る。)、自動車税の種別割(同法第百七十七条の十一第三項に定める自動車税の種別割をいう。)及び狩猟税は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係るものであって、当該申請等により得られた納付情報による納付の方法により徴収するもの

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者が納付の委託を受けたもの(前号に掲げるものを除く。)

三 地方税法第七百四十七条の二第一項の規定により同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う書面等地方税関係申告等に係るもの

(平二一条例五九・全改、平二八条例六二・平二九条例六二・平三一条例七・令元条例三〇・令四条例三・令五条例二三・令六条例四六・一部改正)

(収納計器による印影の取扱い)

第三条 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)第二百二十四条の八第四項及び第二百二十七条第三項の規定により証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)で表示された金額の印影は、証紙とみなす。

(昭四七条例五・追加、平二一条例五九・平二八条例六二・一部改正)

(証紙の種類)

第四条 証紙(前条の規定により証紙とみなされるものを除く。第六条第一項において同じ。)の種類は、一円、十円、三十円、五十円、百円、二百円、三百円、五百円、千円、二千元、五千元及び一万円とする。

(昭四三条例三六・一部改正、昭四七条例五・旧第三条繰下・一部改正、昭五五条

例一三・昭六三条例三八・一部改正)

(領収書の不発行)

第五条 第二条の規定により歳入を徴収したときは、領収書を発行しない。

(昭四七条例五・旧第四条繰下)

(証紙の売りさばき人)

第六条 証紙は、知事の指定する売りさばき人が、県の指定する者からこれを買って受けて売りさばくものとする。

2 知事は、前項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。その指定を取り消したときも、同様とする。

(昭四七条例五・旧第五条繰下・一部改正)

(収納計器取扱人)

第七条 収納計器による印影の表示は、知事の指定する取扱人（以下「収納計器取扱人」という。）が県の指定する者から始動票札（収納計器の始動に使用する票札をいう。以下同じ。）を買って受けて行なうものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の収納計器取扱人の指定及びその取消しについて準用する。

(昭四七条例五・追加)

(証紙の無効)

第八条 消印された証紙又は著しく汚染若しくは破損した証紙は、無効とする。

(昭四七条例五・旧第六条繰下)

(証紙等の返還)

第九条 証紙及び始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙若しくは始動票札とこれを交換することができない。ただし、第四条の規定による証紙の種類若しくは形式を変更し、又は廃止したとき、第六条第一項又は第七条第一項の規定による売りさばき人又は収納計器取扱人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(昭四七条例五・旧第七条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、証紙及び始動票札の形式並びにその取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(昭四七条例五・旧第八条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に指定されている売りさばき人については、この条例第五条の規定による指定があつたものとみなす。

附 則（昭和三十九年条例第九一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年条例第二二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二百五十号及び第二百五十一号の改正規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年条例第四六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十一年条例第一六号）

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十一年条例第四九号）

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和四二年条例第一五号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四二年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年条例第三六号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十三年七月一日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第五号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年条例第二三号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年条例第一三号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年条例第三八号）

この条例は、昭和六十三年九月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第四五号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第六二号）抄

改正 令和元年七月二日条例第二号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第三条並びに次項から附則第四項まで及び第七項から第十六項までの規定 令和元年十月一日

（令元条例二・一部改正）

附 則（平成二九年条例第六二号）

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。

附 則（平成三一年条例第七号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第二号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第三〇号）

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関す
る法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日又はこの条例の公布の

日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝令和元年一二月一六日)

附 則（令和四年条例第三号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第二三号）

この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

附 則（令和六年条例第四六号）

この条例は、令和六年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。